

予算	会計		市有林特会		予算区分		現年		
	款	01	市有林造成費	項	01	市有林造成費	目	01	市有林造成費
事業名	職員人件費			担当課	農林課		予算書頁	P9	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
12,811千円	12,611千円		200千円		1.6%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
0千円		0千円		4,720千円		8,091千円			

【事業の目的】

市有林の管理に職員を配置し、適正な管理を図る。

【事業の概要】

- 給料 6,128千円
- 職員手当等 3,530千円
- 共済費 2,142千円
- 負担金 1,011千円

【財源内訳】

- 一般会計繰入金 4,720千円

【主な内容】

- ①市有林造成事業に携わる職員の人件費  
職員の給与、手当、共済費及び退職手当負担金を支出する。

予算	会計		市有林特会		予算区分		現年		
	款	01	市有林造成費	項	01	市有林造成費	目	01	市有林造成費
事業名	造成(補助)事業費			担当課	農林課		予算書頁	P9	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
58,668千円	47,027千円		11,641千円		24.8%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
53,876千円		0千円		0千円		4,792千円			

【事業の目的】

森林環境直接支援事業等により、優良な市有林を次世代に残すため、計画的に森林整備を実施する。

【事業の概要】

- 委託料 58,668千円

【財源内訳】

- 森林環境保全直接支援事業補助金 48,887千円
- 森林資源利用拡大事業補助金 4,989千円

【主な内容】

- ①市有林造成事業施業委託
  - ・森林環境保全直接支援事業  
森林が茂りすぎるのを防ぐため、計画的に間伐を実施する。  
県が算出する施業単価に対し補助率：県85/100  
(うち国3/10×1.7、県2/10×1.7 ※県独自査定係数1.7)  
補助上限 材積80m<sup>3</sup>/haまで
- R8年度予定箇所：  
170字奥山（鴻谷、一本松、サブレスト付近、浄土寺ダム付近）

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
間伐	30.94ha	23.09ha	25.23ha	19.76ha	35.00ha
作業道	5216.1m	4145.7m	272.8m	1185.4m	3950.0m
下草刈り	2.17ha	2.17ha	2.17ha	2.30ha	5.30ha
雪起こし				2.07ha	4.80ha

予算	会計		市有林特会		予算区分		現年		
	款	01	市有林造成費	項	01	市有林造成費	目	01	市有林造成費
事業名	造成事業費			担当課	農林課		予算書頁	P9	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
2,845千円	3,112千円		△ 267千円		△ 8.6%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
0千円		0千円		746千円		2,099千円			
【事業の目的】 市有林の整備や市有林内の林道等の整備・維持を実施する。									
【事業の概要】 ○消耗品費 73千円 ○燃料費 23千円 ○光熱水費 4千円 ○修繕料 10千円 ○手数料 13千円 ○保険料 341千円 ○委託料 1,812千円 ○積立金 569千円									
【財源内訳】 ○水呑谷林道県有林負担金 177千円 ○市有林造成事業基金利子 569千円									
【主な内容】 ①森林整備に使用する市有林内の作業道等の草刈りを実施する。 林道3路線（牛ヶ谷線、水呑谷線、一本松線） 作業道2路線（小杉沢、南俣（舟ヶ平）） ②市有林造成事業施業委託 雁が原スキー場正面ゲレンデ跡地に、彩りを添える各種花が咲く樹木、紅葉を楽しむことができるモミジなど広葉樹を植林する。ソリゲレンデ中段に約80本の樹木を植林する。樹種は、各種サクラ、ウメ、ハナモモ、ハナミズキ、サルスベリ、モミジなど春から秋にかけて時期をずらして開花・紅葉する樹木とする。									

予算	会計		市有林特会		予算区分		現年		
	款	02	公債費	項	01	公債費	目	01	元金
事業名	市債償還元金			担当課	農林課		予算書頁	P11	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
465千円	279千円		186千円		66.7%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
0千円		0千円		0千円		465千円			
【事業の目的】 市有林造林事業の施業に伴う公営企業金融公庫借入金の元金を支出する。									
【事業の概要】 ○償還金、利子及び割引料 465千円									
【財源内訳】 ○-									
【主な内容】 ①長期債元金 S63に借入した債券2,000千円、平成元年に借入した債券3,300千円に加え、平成2年に借入した債権3,400千円について35年間の据置期間が終了するため、元金の償還を行う。									

予算	会計		市有林特会		予算区分		現年	
	款	02 公債費	項	01 公債費	目	02 利子		
事業名	市債償還利子		担当課	農林課		予算書頁	P11	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,030千円		1,040千円		△ 10千円		△ 1.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		0千円		1,030千円		
<p><b>【事業の目的】</b> 市有林造林事業の施業に伴う公営企業金融公庫借入金元金にかかる償還利子を支出する。</p> <p><b>【事業の概要】</b> ○償還金、利子及び割引料 1,030千円</p> <p>[財源内訳] ○-</p> <p>[主な内容] ①長期債利子 償還利子を適切に支出する。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	職員人件費		担当課	市民課		予算書頁	P12	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
33,936千円		32,988千円		948千円		2.9%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		33,904千円		32千円		
<p><b>【事業の目的】</b> 国民健康保険事務に係る職員人件費を支出する。</p> <p><b>【事業の概要】</b> ○給料 16,515千円 ○職員手当等 8,971千円 ○共済費 5,725千円 ○負担金 2,725千円</p> <p>[財源内訳] ○職員給与費等繰入金 33,904千円</p> <p>[主な内容] ①国民健康保険事業に携わる職員の人件費 4人分の給料、各種手当、共済費、退職手当組合負担金等を支出する。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	一般管理諸経費			担当課	市民課		予算書頁	P12
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
7,679千円	7,483千円		196千円		2.6%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
400千円		0千円		7,268千円		11千円		

**【事業の目的】**  
国民健康保険事業の安定運営のため、事務の適正な実施を図る。

**【事業の概要】**

○消耗品費	123千円	○印刷製本費	840千円
○通信運搬費	401千円	○委託料	3,268千円
○使用料及び賃借料	3,036千円	○負担金	11千円

[財源内訳]

○社会保障・税番号制度システム整備補助金	27千円
○子ども・子育て支援事業費補助金	27千円
○保険給付費等交付金(特別交付金)特別調整交付金分	346千円
○事務費繰入金	7,268千円

[主な内容]

①一斉更新に係る諸経費  
マイナ保険証を登録していない被保険者に対して発行する資格確認書は毎年8月1日で切り替えとなるため、7月末に対象被保険者へ一斉に送付する。また、マイナ保険証を登録している70歳以上の被保険者に対して資格情報のお知らせを一斉に送付する。送付の際は世帯ごとに名寄せして世帯主宛に送付する。希望者に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。国民健康保険税滞納者に対しては、医療機関等に一旦10割分を支払う、特別療養費を支給する旨の事前通知を送付する。送付の際には納付相談を行う。

②コクホライン、Reams等の運用諸経費  
一斉交付に係る処理や交付金申請に必要な帳票出力処理を委託して行う。高額療養費支給に係る申請書印刷を国保連合会共同処理で行う。

③保険者協議会負担金  
保険者協議会は、福井県、協会けんぽ、各市町、各国保組合、国保連を代表する者で構成され、連携協力して保健事業等の円滑かつ効率的な実施を図っている。協議会が主催して研修会や広報事業を行うため、その負担金を支出する。

【次頁へ】

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	一般管理諸経費			担当課	市民課		予算書頁	P12
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
7,679千円	7,483千円		196千円		2.6%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
400千円		0千円		7,268千円		11千円		

**【前頁より】**

被保険者数等(数値は各年度末現在) (人)

	R4	R5	R6	R7	R8(予算)
総人口	21,698	21,307	20,875	20,688	-
世帯数	2,820	2,716	2,588	2,538	2,385
被保険者数	4,272	4,000	3,764	3,655	3,484
加入率	19.69%	18.77%	18.03%	17.67%	-

※R7は12月末

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	02 連合会負担金		
事業名	国保連合会等負担金			担当課	市民課		予算書頁	P12
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
807千円	805千円		2千円		0.2%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		807千円		0千円		

**【事業の目的】**  
国民健康保険団体連合会（国保連合会）で行う共同事業に係る経費を負担し、各種事業の充実を図る。

**【事業の概要】**  
○負担金 807千円

**【財源内訳】**  
○事務費繰入金 807千円

**【主な内容】**

①国保連合会一般負担金  
各保険者に共通する業務を国保連合会で一元的に共同処理することにより、事務の軽減や効率化を図る。被保険者数割は令和7年8月末現在の被保険者数（3,670人）を基準とする。

②第三者行為求償事務共同事業負担金  
交通事故等、第三者（加害者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（市）が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る損害賠償金の徴収、収納事務を、共同処理事業として国保連合会が行うための負担金を支払う。負担金は、被保険者数割と実績手数料により算出される。被保険者数割は令和7年8月末現在の被保険者数を基準とする。

③保険者・国保連合会オンラインネットワーク負担金  
保険者（市）の共同処理業務を行う「国保総合システム」を運用するための負担金を支払う。負担金は、均等割額と被保険者数割により算出される。被保険者数割は令和7年8月末現在の被保険者数を基準とする。

④オンライン資格確認等システム運営負担金  
保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、マイナンバーによるオンライン資格確認が導入されたことによる負担金で、月額単価に月数と令和7年3月末現在の加入者数を乗じた金額を国保中央会に支払う。

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	02 徴税费	目	01 賦課徴収費		
事業名	賦課徴収諸経費			担当課	市民課		予算書頁	P13
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
19,493千円	20,879千円		△1,386千円		△6.6%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
2,830千円		0千円		16,663千円		0千円		

**【事業の目的】**  
安定的な国民健康保険事業の運営のため、保険税の賦課・徴収事務の適正かつ公平な実施を図る。

**【事業の概要】**

○消耗品費	404千円	○燃料費	20千円
○印刷製本費	2,873千円	○通信運搬費	393千円
○手数料	381千円	○委託料	4,001千円
○使用料及び賃借料	11,310千円	○負担金	111千円

**【財源内訳】**

○国民健康保険税督促手数料	108千円
○子ども・子育て支援金事業費補助金	2,830千円
○事務費繰入金	16,555千円

**【主な内容】**

①国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経費  
保険税納付書の発送や収納に関する事務、納付期限内に納付のなかった納税者に対する催促や相談事務を行う。

②子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修等 **【新規】** [2,830千円（国2,830千円）]  
令和8年度から開始される子ども・子育て支援納付金分の保険税への対応を図るため、国民健康保険税システムの改修及び広報を行う。

保険税収納率（数値は各年度末現在）

	R4	R5	R6	R7（見込）	R8（予算）
全体	96.3%	95.2%	93.2%	93.0%	93.0%
現年分	98.1%	97.5%	96.8%	97.5%	97.5%
滞納繰越分	33.3%	35.7%	22.8%	29.7%	29.7%



予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 療養諸費	目	01 療養給付費		
事業名	療養給付費負担金			担当課	市民課		予算書頁	P15
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,253,460千円	1,398,299千円		△ 144,839千円		△ 10.4%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,253,460千円		0千円		0千円		0千円		
【事業の目的】 被保険者の疾病や負傷の際に適正な保険給付を行い、健康の保持及び生活の安定を図る。								
【事業の概要】 ○負担金 1,253,460千円								
[財源内訳] ○保険給付費等交付金(普通交付金) 1,253,460千円								
[主な内容] ①診療報酬療養給付費負担金 被保険者が受けた、診察、治療、薬や注射などの処置、入院及び看護、在宅療養、訪問看護にかかる保険者負担分を支出する。								
(給付割合)								
・義務教育就学前 8割								
・義務教育修学後70歳未満 7割								
・70歳以上75歳未満 8割(現役並み所得者は7割)								
療養給付費 (千円)								
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)			
金額	1,485,467	1,392,406	1,325,346	1,398,299	1,253,460			

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 療養諸費	目	02 療養費		
事業名	療養費負担金			担当課	市民課		予算書頁	P15
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
6,190千円	8,095千円		△ 1,905千円		△ 23.5%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
6,190千円		0千円		0千円		0千円		
【事業の目的】 被保険者の責に帰しない特別の事由等のため、現物給付を行うことができない場合について、審査の上、事後に適正な保険給付を行うことで、健康の保持及び生活の安定を図る。								
【事業の概要】 ○負担金 6,190千円								
[財源内訳] ○保険給付費等交付金(普通交付金) 6,190千円								
[主な内容] ①療養費負担金 適正給付に努めることで、被保険者の自己負担額を軽減する。 (対象となる場合)								
・事故や急病等でやむを得ず、資格確認書を持っていないときに診療を受けたとき								
・医師が必要と認めたコルセット等の補装具代がかかったとき								
・治療目的以外の海外渡航中に診療を受けたとき								
・骨折やねんざ等で、国保が使えない柔道整復師の施術を受けたとき								
・はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき(医師が認めた場合)								
・手術等で輸血に用いた生血代がかかったとき(医師が必要と認めた場合)								
(給付割合)								
・義務教育就学前 8割								
・義務教育修学後70歳未満 7割								
・70歳以上75歳未満 8割(現役並み所得者は7割)								
療養費 (千円)								
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)			
金額	7,402	6,806	7,530	8,095	6,190			

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02	項	01	目	03	審査手数料	
事業名	審査諸経費			担当課	市民課		予算書頁	P15
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
4,063千円	4,452千円		△ 389千円		△ 8.7%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
4,063千円		0千円		0千円		0千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            診療報酬等審査に要する経費を国保連合会へ支払い、適正な保険給付を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○手数料 4,063千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○保険給付費等交付金(普通交付金) 4,063千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①審査手数料及びレセプト電算処理システム手数料            保険医療機関等が算定し請求する診療報酬明細書(レセプト)を審査し、診療報酬を支払うための手数料及び電算システム手数料を支払う。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年																			
	款	02	項	02	目	01	高額療養費																			
事業名	高額療養費補助金			担当課	市民課		予算書頁	P16																		
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)																					
197,718千円	208,642千円		△ 10,924千円		△ 5.2%																					
予算額の財源内訳																										
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)																				
197,718千円		0千円		0千円		0千円																				
<p><b>【事業の目的】</b>            被保険者の医療費の自己負担額が高額となり、限度額を超えた場合に高額療養費を支給し、被保険者の負担軽減を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○補助金 197,718千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○保険給付費等交付金(普通交付金) 197,718千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①高額療養費補助金            被保険者の自己負担が高額になった場合、定められた限度額を超えた場合に超過分を支給する。</p> <p>(高額療養費の算定基礎)            ・70歳未満の人の場合            同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分を支給する。同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払ったときは、それらを合算して限度額を適用する。            ・70歳以上75歳未満の人の場合            同じ月に医療機関等に支払った全ての一部負担金等を合算し、その金額が限度額を超えた場合、その超えた分を支給する。</p>																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">高額療養費</th> <th colspan="5" style="text-align: right;">(千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7(見込)</th> <th>R8(予算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">229,158</td> <td style="text-align: center;">216,321</td> <td style="text-align: center;">200,256</td> <td style="text-align: center;">208,642</td> <td style="text-align: center;">197,718</td> </tr> </tbody> </table>									高額療養費	(千円)						R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)	金額	229,158	216,321	200,256	208,642	197,718
高額療養費	(千円)																									
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)																					
金額	229,158	216,321	200,256	208,642	197,718																					

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02	項	02	目	02	高額介護合算療養費	
事業名	高額介護合算療養費			担当課	市民課		予算書頁	P16
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
300千円	300千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
300千円		0千円		0千円		0千円		

**【事業の目的】**  
 医療保険と介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、設定された自己負担額を超えた額を支給することにより、被保険者の負担軽減を図る。

**【事業の概要】**  
 ○補助金 300千円

**【財源内訳】**  
 ○保険給付費等交付金（普通交付金） 300千円

**【主な内容】**  
 ①高額介護合算療養費補助金  
 前年8月1日から当年7月31日までの1年間について、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、定められた自己負担額を超えた額を支給する。

高額介護合算療養費 (千円)					
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
支給件数	13件	17件	13件	8件	-
金額	264	241	155	169	300

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02	項	03	目	01	移送費	
事業名	移送費負担金			担当課	市民課		予算書頁	P16
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
50千円	50千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
50千円		0千円		0千円		0千円		

**【事業の目的】**  
 被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給することにより、被保険者の負担軽減を図る。

**【事業の概要】**  
 ○負担金 50千円

**【財源内訳】**  
 ○保険給付費等交付金（普通交付金） 50千円

**【事業の内容】**  
 ①移送費負担金  
 被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたとき、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

**（支給要件）**  
 ・移送により法に基づく適切な診療を受けたこと  
 ・移送の原因である疾病または負傷により自ら移動することが著しく困難であったこと  
 ・緊急その他やむを得なかったこと

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	04 出産育児諸費	目	01 出産育児一時金		
事業名	出産育児一時金			担当課	市民課		予算書頁	P17
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
3,002千円	3,002千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
3,002千円		0千円		0千円		0千円		
【事業の目的】 出産に伴う経費を補助することにより、被保険者の負担軽減を図る。								
【事業の概要】 ○手数料 2千円 ○補助金 3,000千円								
[財源内訳] ○保険給付費等交付金(普通交付金) 3,002千円								
[主な内容] ①出産育児一時金補助金及び手数料 被保険者の一出産当たり50万円(産科医療補償制度保険料1万2千円)を支給する。								
○平成21年10月1日から平成23年4月1日以降の出産より、保険者が当該医療機関等に 出産育児一時金を支払う「直接支払制度」が実施されている。令和5年度から、支給金額 が原則42万円から50万円に増額となった。								
○出産育児一時金の推移 ・平成18年10月：30万円→35万円 ・平成21年1月：原則38万円 ※産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設(本来分35万円+掛金分3万円) ・平成21年10月：原則42万円 ※直接支払制度導入(本来分39万円+掛金分3万円) ・平成23年4月：原則42万円を恒久化 ・平成27年1月：原則42万円(本来分39万円→40.4万円、掛金分3万円→1.6万円) ・令和4年1月：原則42万円(本来分40.4万円→40.8万円、掛金分1.6万円→1.2万円) ・令和5年4月：原則50万円(本来分40.8万円→48.8万円、掛金分1.2万円)								
出産育児一時金 (千円)								
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)			
件数	3件	2件	5件	3件	6件			
金額	1,260	988	2,501	1,501	3,002			

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	05 葬祭諸費	目	01 葬祭費		
事業名	葬祭費補助金			担当課	市民課		予算書頁	P17
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,950千円	1,950千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,950千円		0千円		0千円		0千円		
【事業の目的】 被保険者が死亡した場合、葬祭にかかる費用を補助することで負担軽減を図る。								
【事業の概要】 ○補助金 1,950千円								
[財源内訳] ○保険給付費等交付金(普通交付金) 1,950千円								
[主な内容] ①葬祭費補助金 死亡した被保険者の「葬祭を行う者」に、1件当たり50,000円(現金給付)を支給する。								
○○○○○ (千円)								
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)			
○○○								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年		
	款	03	国保事業費納付金	項	01	医療給付費分	目	01	医療給付費分
事業名	医療給付費納付金			担当課	市民課		予算書頁	P18	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
287,849千円	304,305千円		△ 16,456千円		△ 5.4%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
22,494千円		0千円		67,217千円		198,138千円			

**【事業の目的】**  
国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。

**【事業の概要】**  
○負担金 287,849千円

[財源内訳]

○保険給付費等交付金(特別交付金)	保険者努力支援分	8,200千円
○保険給付費等交付金(特別交付金)	特別調整交付金分	574千円
○保険給付費等交付金(特別交付金)	県繰入金(2号分)	13,720千円
○保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)		36,153千円
○財政安定化支援事業繰入金		10,245千円
○保険基盤安定繰入金(保険者支援分)		20,518千円
○未就学児均等割保険税繰入金		282千円
○産前産後保険税繰入金		19千円

[主な内容]  
①医療給付費納付金  
国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金(医療給付分)を納付する。

納付金の推移(医療給付費分) (千円)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
金額	394,621	377,051	357,464	304,305	287,849

予算	会計		国保特会		予算区分		現年		
	款	03	国保事業費納付金	項	02	後期高齢者支援金等分	目	01	後期高齢支援金分
事業名	後期高齢者支援金等納付金			担当課	市民課		予算書頁	P18	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
123,166千円	129,088千円		△ 5,922千円		△ 4.6%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
0千円		0千円		18,278千円		104,888千円			

**【事業の目的】**  
国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。

**【事業の概要】**  
○負担金 123,166千円

[財源内訳]

○保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	11,537千円
○保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	6,643千円
○未就学児均等割保険税繰入金	91千円
○産前産後保険税繰入金	7千円

[主な内容]  
①後期高齢者支援金等納付金  
国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金(後期高齢者支援金)を納付する。

納付金の推移(後期高齢者支援金分) (千円)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
金額	126,443	146,171	141,244	129,088	123,166

予算	会計		国保特会		予算区分		現年		
	款	03	国保事業費納付金	項	03	介護納付金分	目	01	介護納付金分
事業名	介護納付金			担当課	市民課		予算書頁	P19	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
37,152千円	33,867千円		3,285千円		9.7%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
0千円		0千円		4,913千円		32,239千円			
【事業の目的】 国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。									
【事業の概要】 ○負担金 37,152千円									
[財源内訳] ○保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 3,146千円 ○保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 1,767千円									
[主な内容] ①介護納付金 国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金(介護納付金分)を納付する。									
納付金の推移(介護分) (千円)									
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)				
金額	39,464	43,125	35,734	33,867	37,152				

予算	会計		国保特会		予算区分		現年		
	款	3	国保事業費納付金	項	04	子ども・子育て支援納付金分	目	01	子ども・子育て支援納付金分
事業名	【新規】子ども・子育て支援納付金			担当課	市民課		予算書頁	P19	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
7,263千円	0千円		7,263千円		新規				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
0千円		0千円		1,102千円		6,161千円			
【事業の目的】 国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金を納付し、国保制度の安定運営を図る。									
【事業の概要】 ○負担金 7,263千円									
[財源内訳] ○保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 912千円 ○保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 190千円									
[主な内容] ①子ども・子育て支援納付金 【新規】[7,263千円] 国民健康保険の県広域化に伴い、県が決定する国保事業費納付金(子ども・子育て支援納付金分)を納付する。									
納付金の推移(子ども・子育て分) (千円)									
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)				
金額	-	-	-	-	7,263				

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	05 保健事業費	項	01 特定健康診査等事業費	目	01 特定健康診査等事業費		
事業名	特定健康診査等事業費		担当課	市民課		予算書頁	P20	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
23,410千円		22,355千円		1,055千円		4.7%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
11,868千円		0千円		0千円		11,542千円		

**【事業の目的】**  
生活習慣予防に重点をおいた項目に基づき、40歳から74歳までを対象に特定健康診査及び特定保健指導等を行い、疾病の予防を図る。

**【事業の概要】**

○報償費	176千円	○消耗品費	411千円
○燃料費	68千円	○印刷製本費	612千円
○通信運搬費	1,211千円	○手数料	739千円
○委託料	10,078千円	○使用料及び賃借料	9,908千円
○負担金	207千円		

**【財源内訳】**

○保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力支援分	1,465千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）	県繰入金（2号分）	6,715千円
○保険給付費等交付金（特別交付金）	特定健康診査等負担金	3,688千円

**【主な内容】**  
①特定健診の実施  
「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40～74歳の被保険者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を行う。また、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対して保健指導を実施する。更なる受診率向上のため、令和5年度から個人負担金の無料化を実施している。

特定健診

	R4	R5	R6	R7（見込）	R8（予算）
対象者	3,987人	3,679人	3,558人	3,328人	3,037人
受診者数	1,486人	1,482人	1,404人	1,344人	1,303人
受診率	37.3%	40.3%	39.5%	40.4%	42.9%

【次頁へ】

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	05 保健事業費	項	01 特定健康診査等事業費	目	01 特定健康診査等事業費		
事業名	特定健康診査等事業費		担当課	市民課		予算書頁	P20	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
23,410千円		22,355千円		1,055千円		4.7%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
11,868千円		0千円		0千円		11,542千円		

**【前頁より】**  
②一般健診の実施  
若年層からの健診受診の定着化を図るため、国保に加入する30～39歳の被保険者を対象に健診事業を実施する。更なる受診率向上のため、令和5年度から個人負担金の無料化を実施している。

30代健診

	R4	R5	R6	R7（見込）	R8（予算）
対象者	192人	186人	163人	176人	150人
集団健診	27人	24人	28人	20人	40人
医療機関健診	4人	3人	5人	4人	20人
受診率	16.1%	14.5%	20.2%	13.6%	40.0%

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	05 保健事業費	項	02 保健事業費	目	01 保健衛生普及費及び疾		
事業名	医療費通知事業費			担当課	市民課		予算書頁	P21
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,460千円	1,455千円		5千円		0.3%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,138千円		0千円		0千円		322千円		
【事業の目的】 被保険者に、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知を送付し、医療費適正化の推進を図る。								
【事業の概要】 ○通信運搬費 1,138千円 ○委託料 322千円								
[財源内訳] ○保険給付費等交付金(特別交付金) 県繰入金(2号分) 1,138千円								
[主な内容] ①医療費通知の送付 医療機関で支払った一部負担金額等を被保険者に知らせるため、医療費通知を送付する。(2カ月に1回、年6回送付)								
②ジェネリック医薬品差額通知の送付 生活習慣病で通院している被保険者に対し、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の差額を通知し、ジェネリック医薬品への切り替えを促進する。(年4回送付)								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	05 保健事業費	項	02 保健事業費	目	01 保健衛生普及費及び疾		
事業名	保健衛生普及費及び疾病予防諸経費			担当課	市民課		予算書頁	P21
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
14,942千円	16,058千円		△1,116千円		△6.9%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
8,499千円		0千円		0千円		6,443千円		
【事業の目的】 被保険者の健康維持、疾病の早期発見のため、人間ドックや健康づくり教室を行い、医療費適正化の推進を図る。								
【事業の概要】 ○消耗品費 380千円      ○通信運搬費 25千円 ○手数料 135千円      ○委託料 12,130千円 ○負担金 2,272千円								
[財源内訳] ○保険給付費等交付金(特別交付金) 保険者努力支援分 2,272千円 ○保険給付費等交付金(特別交付金) 特別調整交付金分 135千円 ○保険給付費等交付金(特別交付金) 県繰入金(2号分) 5,168千円 ○保険給付費等交付金(特別交付金) 特定健康診査等負担金 924千円								
[主な内容] ①人間ドック事業 人間ドック、脳ドックの実施を、福井勝山総合病院に委託して行う。 PET-CT検査の実施を、福井大学医学部附属病院と福井県済生会病院に委託して行う。 (各コース) ・一日人間ドック      実施機関：福井勝山総合病院 ・一日人間ドック+脳ドック      実施機関：福井勝山総合病院 ・脳ドック(単独)      実施機関：福井勝山総合病院 ・PET-CT(福大)      実施機関：福井大学医学部附属病院 ・PET-CT(済生会)      実施機関：福井県済生会病院								
②健康づくり事業負担金 自主的な予防・健康づくりを推進することを目的とし、各種健康づくり事業を実施する。各負担金額は、保険者努力支援分(ヘルスアップ事業)における按分とする。								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	06 基金積立金	項	01 基金積立金	目	01 基金積立金		
事業名	国民健康保険基金積立金		担当課	市民課		予算書頁	P22	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,068千円	264千円		804千円		304.5%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		1,068千円		0千円		
<p><b>【事業の目的】</b> 国民健康保険の保険給付に要する費用に不足が生じたときの財源に充てるため、基金の積立を行う。</p> <p><b>【事業の概要】</b> ○積立金 1,068千円</p> <p><b>【財源内訳】</b> ○利息及び配当金 1,068千円</p> <p><b>【主な内容】</b> ①勝山市国民健康保険基金積立金 基金利息を今後の財源不足に充てるため積み立てる。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	07 諸支出金	項	01 償還金及び還付加算金	目	01 保険税還付金		
事業名	保険税還付金		担当課	市民課		予算書頁	P23	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
2,000千円	3,000千円		△ 1,000千円		△ 33.3%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		0千円		2,000千円		
<p><b>【事業の目的】</b> 被保険者の過年度分税額の減額更正等に伴い生ずる保険税の還付を行う。</p> <p><b>【事業の概要】</b> ○償還金、利息及び割引料 2,000千円</p> <p><b>【財源内訳】</b> ○-</p> <p><b>【主な内容】</b> ①保険税過年度還付金 過誤納金等を迅速かつ正確に還付する。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	07 諸支出金	項	01 償還金及び還付加算金	目	03 還付加算金		
事業名	還付加算金			担当課	市民課		予算書頁	P23
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
40千円	40千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		0千円		40千円		
<p><b>【事業の目的】</b>                      被保険者の国民健康保険税過年度還付金が生じた場合、その還付金額に率及び日数を乗じた額に加算金を併せて支出し、適正な事務処理を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>                      ○償還金、利子及び割引料 40千円</p>								
<p>[財源内訳]                      ○-</p>								
<p>[事業の内容]                      ①保険税過年度還付加算金                      被保険者の過誤納金等を還付する際に、地方税法に基づく還付加算金を併せて正確に支出する。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	07 諸支出金	項	02 貸付金	目	01 貸付金		
事業名	出産一時金貸付金			担当課	市民課		予算書頁	P23
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
800千円	800千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		800千円		0千円		
<p><b>【事業の目的】</b>                      出産育児一時金直接払い制度が利用できない出産に要する費用を支払うための貸付を行い、被保険者の負担軽減を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>                      ○貸付金 800千円</p>								
<p>[財源内訳]                      ○出産一時金貸付金返還金 800千円</p>								
<p>[事業の内容]                      ①出産育児一時金貸付金                      出産育児一時金直接払い制度が利用できない出産に要する費用を支払うため、出産育児一時金の8割を限度額として貸付を行う。</p>								

予算	会計		国保特会		予算区分		現年	
	款	07 諸支出金	項	02 貸付金	目	01 貸付金		
事業名	高額療養費貸付金			担当課	市民課		予算書頁	P23
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
500千円	500千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		500千円		0千円		

【事業の目的】

高額療養費の支払いを受けるまでの間、当該療養費に要する費用を支払うための貸付を行い、被保険者の負担軽減を図る。

【事業の概要】

○貸付金 500千円

[財源内訳]

○高額療養費貸付金返還金 500千円

[事業の内容]

①貸付金  
 高額療養費の支払いを受けるまでの間、当該療養費に要する費用を支払うため、高額療養費支給見込額の9割を限度とし、貸付を行う。  
 ※対象は貸付金額3万円以上となる高額療養費。

高額療養費貸付金 (千円)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
件数	1件	0件	0件	-	-
金額	32	0	0	500	500

予算	会計		育英特会		予算区分		現年	
	款	01 育英事業費	項	01 育英事業費	目	01 育英事業費		
事業名	育英資金活用事業費			担当課	教育総務課		予算書頁	P7
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
21,423千円	20,576千円		847千円		4.1%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		21,422千円		1千円		

【事業の目的】

市内に居住する者の子弟で、経済的理由によって就学困難な者や、進学意欲の高い者に対し、学資の支援をおこなうことで、有能な人材の育成を図る。また、返還減免制度を設け、移住定住の促進を図る。

【事業の概要】

○報償費 4,200千円 ○消耗品費 30千円  
 ○通信運搬費 55千円 ○手数料 1千円  
 ○貸付金 300千円 ○積立金 16,837千円

[財源内訳]

○勝山市育英基金利子 1,598千円  
 ○育英資金貸付金償還金 19,024千円  
 ○育英資金貸付金償還金(過年度) 800千円

[主な内容]

①勝山市育英資金奨学金  
 保護者が勝山市に居住し、高校や大学に進学する方または、経済的理由で学業の継続が困難な方に対して奨学金を無利子で貸与する。台帳管理を徹底し、適正な執行に努める。また、移住定住の促進への周知を強化し、減免制度を活用してもらう。

②勝山市特別育英資金奨学金  
 コロナウイルス感染症対策としてR2年度のみのものである。R10年度までに貸与額(60千円/人)全額返還完了予定であるため、適正な執行に努める。  
 ・申請者 918人  
 ・貸与者 912人  
 ・減免申請者 909人(退学者3人は減免申請対象外)

③進学支援金  
 勝山市に居住している高校生等(前年度末に)で春より大学等へ進学した者に対し1人30千円給付し、支援する。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	職員人件費		担当課	健康体育課		予算書頁	P13	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
42,426千円	30,241千円		12,185千円		40.3%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		42,426千円		0千円		

【事業の目的】

介護保険事業に携わる職員の人件費。

【事業の概要】

- 給料 20,330千円
- 職員手当等 11,661千円
- 共済費 7,032千円
- 負担金 3,403千円

【財源内訳】

- 職員給与費等繰入金 42,426千円

【主な内容】

- ①介護保険事業に携わる職員の人件費  
職員 5名

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	一般管理諸経費		担当課	健康体育課		予算書頁	P13	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
16,667千円	11,619千円		5,048千円		43.4%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,334千円		0千円		15,333千円		0千円		

【事業の目的】

介護保険事業を推進するため、介護保険事業の適切な管理・運営を図る。

【事業の概要】

- 通信運搬費 33千円
- 委託料 2,923千円
- 使用料及び賃借料 13,703千円
- 負担金 8千円

【財源内訳】

- 介護保険事業補助金 1,334千円
- 事務費繰入金 15,331千円
- 第三者納付金 1千円
- 返納金 1千円

【主な内容】

- ①被保険者証等交付事務  
65歳を迎えた者に対し、被保険者証を交付する。

被保険者数（各年度末現在）						(人)
年度	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)	
人数	8,173	8,193	8,128	8,121	8,004	

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	02 徴収費	目	01 賦課徴収費		
事業名	賦課徴収諸経費			担当課	健康体育課		予算書頁	P14
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
4,749千円	2,915千円		1,834千円		62.9%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		4,749千円		0千円		

【事業の目的】

第1号被保険者の介護保険料について、適切な賦課及び徴収率の向上を目指し、安定した事業運営を図る。

【事業の概要】

- 印刷製本費 2,048千円
- 通信運搬費 1,500千円
- 手数料 140千円
- 委託料 1,061千円

【財源内訳】

- 事務費繰入金 4,669千円
- 督促手数料 80千円

【主な内容】

①賦課徴収事務

保険料納付書の発送や徴収に関する事務を行い、納付期限内に納付がなかった被保険者に対し、督促状、催告書の発送及び納付相談を行う。

収納率（各年度末現在）

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
全体	99.5%	99.5%	99.4%	99.4%	99.4%
現年分	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%
滞納繰越分	40.0%	44.8%	32.5%	32.5%	32.5%

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	03 介護認定審査会費	目	02 認定調査等費		
事業名	認定調査事務費			担当課	健康体育課		予算書頁	P14
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
16,133千円	15,931千円		202千円		1.3%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		16,133千円		0千円		

【事業の目的】

介護保険法第27条から第36条に規定する要介護（要支援）認定を行い、必要なサービスの給付を受けることにより、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

【事業の概要】

- 報酬 5,390千円
- 職員手当等 1,729千円
- 共済費 1,188千円
- 消耗品費 48千円
- 印刷製本費 325千円
- 通信運搬費 658千円
- 手数料 5,439千円
- 委託料 1,325千円
- 使用料及び賃借料 1千円
- 負担金 30千円

【財源内訳】

- 事務費繰入金 16,133千円

【主な内容】

①認定調査事務

新規、区分変更、要支援認定者の更新申請の場合は市調査員2名が認定調査を行い、在宅の要介護認定者の更新申請の場合は居宅介護支援事業所へ、施設入所者の更新申請の場合は介護保険施設に調査を委託する。

②主治医意見書作成依頼

要介護認定に必要な主治医意見書の作成の依頼及び回収を行う。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	03 介護認定審査会費	目	03 認定審査会共同設置負		
事業名	認定審査会共同設置負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P15	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
2,981千円	6,843千円		△ 3,862千円		△ 56.4%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		2,981千円		0千円		

**【事業の目的】**  
 介護保険法第27条第4項に規定する認定審査会を大野市と共同で設置し、医療、福祉、保健分野の専門家により要介護認定の判定を行う。

**【事業の概要】**  
 ○負担金 2,981千円

**【財源内訳】**  
 ○事務費繰入金 2,981千円

**【主な内容】**  
 ①認定審査共同設置負担金  
 大野市と共同で奥越介護認定審査会を設置し、認定調査員の調査結果と主治医意見書を基に医療、福祉、保健分野の専門家により、要介護度の認定を行う。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	06 介護保険運営審議会費	目	01 介護保険運営審議会費		
事業名	介護保険運営審議会費		担当課	健康体育課		予算書頁	P15	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
231千円	94千円		137千円		145.7%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		231千円		0千円		

**【事業の目的】**  
 介護保険運営審議会を設置し、介護サービスの質の確保、サービス利用者の苦情処理の対応、介護サービスに対する評価のあり方、介護保険の適正な運営を図る。

**【事業の概要】**  
 ○報酬 213千円  
 ○旅費 12千円  
 ○食糧費 6千円

**【財源内訳】**  
 ○事務費繰入金 231千円

**【主な内容】**  
 ①介護保険運営審議会等の開催  
 介護保険運営審議会、地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会を開催し、介護保険に関する施策の実施状況に関する事項、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定及び運営に関する事項、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項、老人福祉計画・介護保険事業計画に関する事項について調査審議する。  
 令和8年度開催回数 5回  
 委員 11名  
 任期 2年

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 介護サービス等諸費	目	01 居宅介護サービス給付		
事業名	居宅介護サービス給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P16	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
778,900千円	807,500千円		△ 28,600千円		△ 3.5%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
287,804千円		0千円		307,666千円		183,430千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要介護状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 778,900千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○介護給付費国庫負担金 155,780千円            ○財政調整交付金 34,661千円            ○支払基金交付金 210,303千円            ○介護給付費県負担金 97,363千円            ○介護給付費繰入金 97,363千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①居宅介護サービス給付費負担金            在宅の要介護認定者が、下記の指定居宅介護サービスを受けたとき、要介護状態区分、地域等を考慮して厚生労働大臣が定める基準により算定した額の7～9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 介護サービス等諸費	目	03 地域密着型介護サービ		
事業名	地域密着型介護サービス給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P16	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
425,400千円	384,600千円		40,800千円		10.6%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
157,185千円		0千円		168,033千円		100,182千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要介護状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 425,400千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○介護給付費国庫負担金 85,080千円            ○財政調整交付金 18,930千円            ○支払基金交付金 114,858千円            ○介護給付費県負担金 53,175千円            ○介護給付費繰入金 53,175千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①地域密着型介護サービス給付費負担金            要介護認定者が市長の指定を受けた地域密着型サービス事業者が行う下記の地域密着型サービスを受けたとき、サービスの種類ごとに定められる基準額の7～9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・認定証対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下）</li> <li>・地域密着型通所介護（定員18人以下の通所介護）</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 介護サービス等諸費	目	05 施設介護サービス給付		
事業名	施設介護サービス給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P16	
R8当初予算額(A)		R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)		
1,178,400千円		1,203,400千円		△ 25,000千円		△ 2.1%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
435,419千円		0千円		465,468千円		277,513千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要介護状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 1,178,400千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○介護給付費国庫負担金 176,760千円            ○財政調整交付金 52,439千円            ○支払基金交付金 318,168千円            ○介護給付費県負担金 206,220千円            ○介護給付費繰入金 147,300千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①施設介護サービス給付費負担金            介護保険施設に入所している要介護認定者が下記の指定施設サービスを受けたときに、施設の種類ごとに要介護状態区分、地域等を考慮して厚生労働大臣が定める基準により算定した額の7～9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 介護サービス等諸費	目	07 居宅介護福祉用具購入		
事業名	居宅介護福祉用具購入費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P16	
R8当初予算額(A)		R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)		
2,400千円		2,500千円		△ 100千円		△ 4.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
887千円		0千円		948千円		565千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要介護状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 2,400千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○介護給付費国庫負担金 480千円            ○財政調整交付金 107千円            ○支払基金交付金 648千円            ○介護給付費県負担金 300千円            ○介護給付費繰入金 300千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①居宅介護福祉用具購入費負担金            在宅の要介護認定者が、下記の福祉用具及び特定福祉用具を購入したとき、1年度に10万円を限度として、購入費の7～9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・入浴補助用具</li> <li>・自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> <li>・固定用スロープ</li> <li>・歩行器（歩行車を除く）</li> <li>・歩行補助杖（松葉杖を除く）</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 介護サービス等諸費	目	08 居宅介護住宅改修費		
事業名	居宅介護住宅改修費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P17	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
4,000千円		4,000千円		0千円		0.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,478千円		0千円		1,580千円		942千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要介護状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 4,000千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 800千円            ○財政調整交付金 178千円            ○支払基金交付金 1,080千円            ○介護給付費県負担金 500千円            ○介護給付費繰入金 500千円</p>								
<p>[主な内容]            ①居宅介護住宅改修費負担金            在宅の要介護認定者が、手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅の改修を行った場合に、支給限度基準額の範囲内で7~9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け</li> <li>・段差の解消</li> <li>・滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取替え</li> <li>・その他これらの各工事に付帯して必要な工事</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	01 介護サービス等諸費	目	09 居宅介護サービス計画		
事業名	居宅介護サービス計画給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P17	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
105,200千円		110,000千円		△ 4,800千円		△ 4.4%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
38,871千円		0千円		41,554千円		24,775千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要介護状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 105,200千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 21,040千円            ○財政調整交付金 4,681千円            ○支払基金交付金 28,404千円            ○介護給付費県負担金 13,150千円            ○介護給付費繰入金 13,150千円</p>								
<p>[主な内容]            ①居宅介護サービス計画給付費負担金            要介護者が居宅介護支援（ケアプランの作成等）を受けたとき、事業者へ居宅介護サービス計画費を支給する。            要介護者に自己負担額はなく、計画作成を依頼する事業者を届け出ることにより、事業者へ直接居宅介護サービス計画給付費を支払う。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02	項	02	目	01	介護予防サービス給付	
事業名	介護予防サービス給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P17	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
53,600千円	53,000千円		600千円		1.1%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
19,805千円		0千円		21,172千円		12,623千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要支援状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 53,600千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○介護給付費国庫負担金 10,720千円            ○財政調整交付金 2,385千円            ○支払基金交付金 14,472千円            ○介護給付費県負担金 6,700千円            ○介護給付費繰入金 6,700千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①介護予防サービス給付費負担金            在宅の要支援認定者が知事の指定を受けた居宅サービス事業者が行う下記の在宅サービスを受けたとき、サービスの種類ごとに定められる基準額の7~9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02	項	02	目	03	地域密着型介護予防サ	
事業名	地域密着型介護予防サービス給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P17	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
22,500千円	16,500千円		6,000千円		36.4%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
8,314千円		0千円		8,888千円		5,298千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要支援状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 22,500千円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            ○介護給付費国庫負担金 4,500千円            ○財政調整交付金 1,001千円            ○支払基金交付金 6,075千円            ○介護給付費県負担金 2,813千円            ○介護給付費繰入金 2,813千円</p> <p><b>【主な内容】</b>            ①地域密着型介護予防サービス給付費負担金            要支援認定者が市長の指定を受けた地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスを受けたとき、サービスの種類ごとに定められる基準額の7~9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02	項	02	目	05	介護予防福祉用具購入	
事業名	介護予防福祉用具購入費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P18	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,800千円	1,900千円		△ 100千円		△ 5.3%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
665千円		0千円		711千円		424千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要支援状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 1,800千円</p> <p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 360千円            ○財政調整交付金 80千円            ○支払基金交付金 486千円            ○介護給付費県負担金 225千円            ○介護給付費繰入金 225千円</p> <p>[主な内容]            ①介護予防福祉用具購入費負担金            在宅の要支援認定者が、下記の福祉用具及び特定福祉用具を購入したとき、1年度に10万円を限度として、購入費の7~9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・入浴補助用具</li> <li>・自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> <li>・固定用スロープ</li> <li>・歩行者（歩行車を除く）</li> <li>・歩行補助杖（松葉杖を除く）</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02	項	02	目	06	介護予防住宅改修費	
事業名	介護予防住宅改修費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P18	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
3,000千円	3,500千円		△ 500千円		△ 14.3%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,109千円		0千円		1,185千円		706千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要支援状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 3,000千円</p> <p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 600千円            ○財政調整交付金 134千円            ○支払基金交付金 810千円            ○介護給付費県負担金 375千円            ○介護給付費繰入金 375千円</p> <p>[主な内容]            ①介護予防住宅改修費負担金            在宅の要支援認定者が、手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅の改修を行った場合に、支給限度基準額の範囲内で7~9割を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取り付け</li> <li>・段差の解消</li> <li>・滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取替え</li> <li>・その他これらの各工事に付帯して必要な工事</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	02 介護予防サービス等諸	目	07 介護予防サービス計画		
事業名	介護予防サービス計画給付費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P18	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
11,600千円		11,100千円		500千円		4.5%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
4,286千円		0千円		4,582千円		2,732千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            要支援状態となったものが、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 11,600千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 2,320千円            ○財政調整交付金 516千円            ○支払基金交付金 3,132千円            ○介護給付費県負担金 1,450千円            ○介護給付費繰入金 1,450千円</p>								
<p>[主な内容]            ①介護予防サービス計画給付費負担金            要支援者が指定介護予防支援（地域包括支援センターから介護予防サービス計画の作成等のケアマネジメント）を受けたとき、事業者に計画費を支給する。            要支援者に自己負担額はなく、計画作成を受ける旨を市に届け出ることにより、事業者が直接介護予防サービス計画給付費を支払う。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	03 その他諸費	目	01 審査支払手数料		
事業名	審査支払手数料		担当課	健康体育課		予算書頁	P19	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
3,300千円		3,300千円		0千円		0.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,220千円		0千円		1,304千円		776千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            介護報酬請求に係る審査支払業務を国民健康保険団体連合会に委託し、業務の効率化を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○手数料 3,300千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 660千円            ○財政調整交付金 147千円            ○支払基金交付金 891千円            ○介護給付費県負担金 413千円            ○介護給付費繰入金 413千円</p>								
<p>[主な内容]            ①審査支払業務            国民健康保険団体連合会に委託した審査支払業務に要する手数料を支払う。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	04 高額介護サービス等費	目	01 高額介護サービス費		
事業名	高額介護サービス費補助金		担当課	健康体育課		予算書頁	P19	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
38,800千円		38,600千円		200千円		0.5%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
14,337千円		0千円		15,326千円		9,137千円		
【事業の目的】								
要介護認定者が居宅サービス費と施設サービス費に対して支払った自己負担額が一定の限度額を超えたとき、超過分を高額介護サービス費として支給し、利用者の負担軽減を図る。								
【事業の概要】								
○補助金 38,800千円								
【財源内訳】								
○介護給付費国庫負担金 7,760千円								
○財政調整交付金 1,727千円								
○支払基金交付金 10,476千円								
○介護給付費県負担金 4,850千円								
○介護給付費繰入金 4,850千円								
【主な内容】								
①高額介護サービス費補助金								
同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額(1~3割)の合計が一定の限度額を超えたとき、超過分を支給する。								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護者又は老齢福祉年金受給者 15,000円</li> <li>・市民税非課税世帯で、課税年金収入額 +合計所得が80.9万円以下の者 15,000円</li> <li>・市民税非課税世帯で、課税年金収入額 +合計所得が80.9万円を超える者 24,600円</li> <li>・市民税課税世帯に属する者 44,400円</li> <li>・課税所得140万円以上380万円未満の者 44,400円</li> <li>・課税所得380万円以上690万円未満の者 93,000円</li> <li>・課税所得690万円以上者 140,100円</li> </ul>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	05 高額医療合算介護サ-	目	01 高額医療合算介護サ-		
事業名	高額医療合算介護サービス費補助金		担当課	健康体育課		予算書頁	P19	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
5,000千円		7,000千円		△ 2,000千円		△ 28.6%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
1,848千円		0千円		1,975千円		1,177千円		
【事業の目的】								
1年間の医療及び介護の両制度における自己負担が著しく高額となった場合、一定の上限額を超える部分について給付を行い、利用者の負担軽減を図る。								
【事業の概要】								
○補助金 5,000千円								
【財源内訳】								
○介護給付費国庫負担金 1,000千円								
○財政調整交付金 223千円								
○支払基金交付金 1,350千円								
○介護給付費県負担金 625千円								
○介護給付費繰入金 625千円								
【主な内容】								
①高額医療合算介護サービス費補助金								
介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、1年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算し、定められた限度額を超えたときは、申請により超過分を支給する。								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	07 特定入所者介護サービ	目	01 特定入所者介護サービ		
事業名	特定入所者介護サービス費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P20	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
39,300千円		42,000千円		△ 2,700千円		△ 6.4%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
14,522千円		0千円		15,524千円		9,254千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            介護保険施設における食費・居住費は保険給付の対象外であるが、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 39,300千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 5,895千円            ○財政調整交付金 1,749千円            ○支払基金交付金 10,611千円            ○介護給付費県負担金 6,878千円            ○一般会計繰入金 4,913千円</p>								
<p>[主な内容]            ①特定入所者介護サービス費負担金            要介護者の利用者負担段階に応じて、食費及び居住費の負担限度額と基準費用額との差額を支給する。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	02 保険給付費	項	07 特定入所者介護サービ	目	03 特定入所者介護予防サ		
事業名	特定入所者介護予防サービス費負担金		担当課	健康体育課		予算書頁	P20	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
50千円		50千円		0千円		0.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
19千円		0千円		20千円		11千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            介護保険施設における食費・居住費は保険給付の対象外であるが、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○負担金 50千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○介護給付費国庫負担金 8千円            ○財政調整交付金 2千円            ○支払基金交付金 14千円            ○介護給付費県負担金 9千円            ○一般会計繰入金 6千円</p>								
<p>[主な内容]            ①特定入所者介護予防サービス費負担金            要支援者の利用者負担段階に応じて、食費及び居住費の負担限度額と基準費用額との差額を支給する。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	01	地域支援事業管理費	目	01	一般管理費
事業名	職員人件費			担当課	健康体育課		予算書頁	P21	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
32,356千円	48,890千円		△ 16,534千円		△ 33.8%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
14,293千円		0千円		10,507千円		7,556千円			
【事業の目的】									
地域支援事業を推進するため、専門職（保健師等）を配置し、業務に必要な体制を整える。									
【事業の概要】									
○給料 14,731千円									
○職員手当等 9,341千円									
○共済費 5,853千円									
○負担金 2,431千円									
【財源内容】									
○国庫補助金 8,550千円									
○財政調整交付金 939千円									
○支払基金交付金 5,703千円									
○県補助金 4,804千円									
○一般会計繰入金 4,804千円									
【主な内容】									
①地域支援事業に携わる職員の人件費4人分の給料、各種手当、共済費、退職手当組合負担金等を支出する。									
職員：参事 1人、保健師 2人、管理栄養士 1人									

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	02	介護予防・生活支援	目	01	介護予防・生活支援
事業名	訪問型サービス事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P21	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
18,800千円	17,900千円		900千円		5.0%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
6,935千円		0千円		7,444千円		4,421千円			
【事業の目的】									
要支援認定者及び事業対象者に訪問型サービスを提供し、地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援する。									
【事業の概要】									
○委託料 300千円									
○負担金 18,500千円									
【財源内容】									
○国庫補助金 3,754千円									
○財政調整交付金 835千円									
○支払基金交付金 5,068千円									
○県補助金 2,346千円									
○一般会計繰入金 2,346千円									
○雑入 30千円									
【主な内容】									
①訪問介護事業（現行相当サービス） 指定を受けた事業所による身体介護・生活援助に対する給付を行う。									
②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） 人員等を緩和した基準の事業所に委託し、軽度な生活援助を行う。									

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	02	介護予防・生活支援	目	01	介護予防・生活支援
事業名	通所型サービス事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P21	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
47,500千円	54,800千円		△ 7,300千円		△ 13.3%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
17,552千円		0千円		18,763千円		11,185千円			

**【事業の目的】**  
 要支援認定者及び事業対象者に通所型サービスを提供し、要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減又は悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

**【事業の概要】**  
 ○負担金 47,500千円

**【財源内容】**  
 ○国庫補助金 9,500千円  
 ○財政調整交付金 2,114千円  
 ○支払基金交付金 12,825千円  
 ○県補助金 5,938千円  
 ○一般会計繰入金 5,938千円

**【主な内容】**  
 ①通所介護事業（現行相当サービス）  
 指定を受けた通所介護事業所による通所サービスに対する給付を行う。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	02	介護予防・生活支援	目	01	介護予防・生活支援
事業名	高額介護予防サービス費相当事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P22	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
250千円	200千円		50千円		25.0%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
92千円		0千円		99千円		59千円			

**【事業の目的】**  
 総合事業対象者が居宅サービス費と施設サービス費に対して支払った自己負担額が一定の限度額を超えたとき、超過分を高額介護予防サービス費相当事業費として支給する。

**【事業の概要】**  
 ○負担金 250千円

**【財源内容】**  
 ○国庫補助金 50千円  
 ○財政調整交付金 11千円  
 ○支払基金交付金 68千円  
 ○県補助金 31千円  
 ○一般会計繰入金 31千円

**【主な内容】**  
 ①高額介護予防サービス費相当事業  
 同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額（1～3割）の合計が一定の限度額を超えたとき、超過分を支給する。  
 ○生活保護者又は老齢福祉年金受給者 15,000円  
 ○市民税非課税世帯で、課税年金収入額＋合計所得が80.9万円以下の者 15,000円  
 ○市民税非課税世帯で、課税年金収入額＋合計所得が80.9万円を超える者 24,600円  
 ○市民税課税世帯に属する者 44,400円  
 ○課税所得140万円以上380万円未満の者 44,400円  
 ○課税所得380万円以上690万円未満の者 93,000円  
 ○課税所得690万円以上者 140,100円

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	02	介護予防・生活支援	目	01	介護予防・生活支援
事業名	高額医療合算介護予防サービス費相当事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P22	
R8当初予算額(A)		R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
120千円		120千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
44千円		0千円		47千円		29千円			

【事業の目的】

介護予防・日常生活支援総合事業の受給者が、1年間の医療及び介護予防・日常生活支援総合事業の両制度における自己負担(1~3割)が高額となった場合、一定の上限額を超える部分について給付を行う。

【事業の概要】

○負担金 120千円

【財源内容】

- 国庫補助金 24千円
- 財政調整交付金 5千円
- 支払基金交付金 32千円
- 県補助金 15千円
- 一般会計繰入金 15千円

【主な内容】

①高額医療合算介護予防サービス費相当事業

介護予防・日常生活支援総合事業と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、1年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算し、定められた限度額を超えたときは、申請により超過分を支給する。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	02	介護予防・生活支援	目	02	介護予防ケアマネジメ
事業名	介護予防ケアマネジメント事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P22	
R8当初予算額(A)		R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,879千円		2,766千円		△ 887千円		△ 32.1%			
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
695千円		0千円		742千円		442千円			

【事業の目的】

介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、その状態をアセスメントして必要なサービスを調整し、ケアプランを作成するなどの必要な援助を行うことにより、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることを支援する。

【事業の概要】

- 委託料 1,699千円
- 負担金 180千円

【財源内訳】

- 国庫補助金 376千円
- 財政調整交付金 84千円
- 支払基金交付金 507千円
- 県補助金 235千円
- 一般会計繰入金 235千円

【主な内容】

①介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者に、アセスメント、サービスの調整をし、ケアプランを作成する業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する。

介護予防ケアマネジメント事業 (件)					
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
受託件数	508	651	553	358	372

②介護予防ケアマネジメント費負担金

住所地特例者が、総合事業を利用した際の介護予防ケアマネジメント費用について、国保連合会を通じて財政調整を行う。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	03	一般介護予防事業費	目	01	一般介護予防事業費
事業名	介護予防把握事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P22	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
234千円	206千円		28千円		13.6%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
86千円		0千円		92千円		56千円			

**【事業の目的】**  
 訪問や関係機関との連携により閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に発見し、介護予防事業や医療・介護サービスの利用につなぐことにより、介護予防の推進を図る。

**【事業の概要】**  
 ○消耗品費 31千円 ○燃料費 63千円  
 ○通信運搬費 95千円 ○手数料 45千円

**【財源内訳】**  
 ○国庫補助金 47千円  
 ○財政調整交付金 10千円  
 ○支払基金交付金 63千円  
 ○県補助金 29千円  
 ○一般会計繰入金 29千円

**【主な内容】**  
 ①独居高齢者訪問  
 独居、高齢者夫婦世帯を訪問して状態把握し、必要に応じて介護予防事業や介護サービスの利用につなぐ。

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
訪問件数	283	299	113	230	230

②元気度チェック  
 80歳の方を対象に、基本チェックリストやフレイルチェック、もの忘れに関する調査票を郵送し、回答があった方に対し、調査結果と状況に応じた介護予防等の事業を紹介する。

③もの忘れ検診  
 もの忘れの疑いがある方を把握し、医療機関受診や介護サービス等の利用につなぐ。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	03	一般介護予防事業費	目	01	一般介護予防事業費
事業名	介護予防普及啓発事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P23	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
3,003千円	3,720千円		△717千円		△19.3%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
852千円		0千円		1,607千円		544千円			

**【事業の目的】**  
 介護予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、高齢者の通いの場を充実し、介護予防の推進を図る。

**【事業の概要】**  
 ○報償費 1,722千円 ○消耗品費 202千円  
 ○食糧費 6千円 ○役員費 17千円  
 ○委託料 1,056千円

**【財源内訳】**  
 ○国庫補助金 461千円 ○財政調整交付金 103千円  
 ○支払基金交付金 623千円 ○県補助金 288千円  
 ○一般会計繰入金 288千円 ○雑入 696千円

**【主な内容】**  
 ①地区における介護予防講座の実施  
 ・地区サロン等における出前介護予防講座  
 ・健康長寿！一番体操教室（おもりを使った体操）の継続支援

②介護予防教室の実施 ※介護予防、閉じこもり予防、人との交流を図る  
 ・いきいきサロン：福祉健康センターすこやかににおいて脳トレ体操やレクリエーション等を行う。  
 ・はつらつ教室：個々の状態に合わせた運動の実施及び自宅で継続して実施できる運動等の実施・指導を行う。送迎あり（介護サービス事業所に委託）。

③フレイル予防事業  
 ・フレイル予防教室：地域で活動するフレイルサポーターが中心となり、フレイル（加齢により心身の活力が低下した虚弱な状態）のチェックを行う。  
 ・遠隔指導型フレイル予防事業：ICTを活用した健康運動士による運動の遠隔指導を実施。一度に複数のまちづくり会館等で同時に運動指導を受けられるようZOOM端末を用いて実施する。

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
会場数	2	7	8	9	10

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	05	地域支援事業費	項	03	一般介護予防事業費	目	01
事業名	地域リハビリテーション活動支援事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P23	
R8当初予算額(A)		R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)		
30千円		30千円		0千円		0.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
11千円		0千円		12千円		7千円		

【事業の目的】  
 リハビリテーションに関する専門職に技術的助言を得ることにより、介護予防を推進する。

【事業の概要】  
 ○報償費 30千円

[財源内訳]  
 ○国庫補助金 6千円  
 ○財政調整交付金 1千円  
 ○支払基金交付金 8千円  
 ○県補助金 4千円  
 ○一般会計繰入金 4千円

[主な内容]  
 ①リハビリテーション専門職派遣事業  
 介護予防等自主活動を行っている団体や介護保険サービス事業所職員等を対象に、リハビリテーション専門職を派遣し、助言・指導を得る。また、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援を行う。

地域リハビリテーション活動支援事業		(回)		(単位)	
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
実施回数	0	1	4	6	6

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04
事業名	地域資源ネットワーク事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P23	
R8当初予算額(A)		R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)		
3,339千円		3,308千円		31千円		0.9%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
857千円		0千円		2,141千円		341千円		

【事業の目的】  
 民生委員等の協力を得て、高齢者が地域において自立して生活できるよう支援する。

【事業の概要】  
 ○委託料 3,339千円

[財源内訳]  
 ○国庫補助金 571千円  
 ○県補助金 286千円  
 ○一般会計繰入金 286千円  
 ○事務費繰入金 1,855千円

[主な内容]  
 ①給食サービス事業  
 勝山市社会福祉協議会に給食サービス事業を委託し、市内に在住する在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に対し、月2回程度食事を提供することにより、当該利用者の健康管理及び安否確認を図る。

配食数の推移					(食)
R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)	
4,559	4,733	5,274	5,300	5,300	

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04	任意事業費
事業名	認知症サポーター養成事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P23		
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
95千円		95千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
55千円		0千円		18千円		22千円			

【事業の目的】

地域や職場で認知症に関する理解を深め、認知症の人とその家族の支援を推進する。

【事業の概要】

○報償費 15千円 ○消耗品費 50千円 ○通信運搬費 30千円

【財源内訳】

○国庫補助金 37千円  
○県補助金 18千円  
○一般会計繰入金 18千円

【主な内容】

①認知症サポーター養成講座  
地域や職場、学校で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する理解を深める。

認知症サポーター養成講座 (回、人)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
実施回数	12	11	7	8	10
参加人数	197	189	144	178	200

②認知症サポーターステップアップ講座  
認知症サポーター養成講座修了者が実際の支援活動(チームオレンジ活動)につながることを目的にステップアップ講座を実施する。

認知症サポーターステップアップ講座 (回、人)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
実施回数	1	1	1	1	1
参加人数	14	26	13	20	25

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04	任意事業費
事業名	介護サービスの質の向上に資する事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P24		
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
1,126千円		1,026千円		100千円		9.7%			
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
651千円		0千円		217千円		258千円			

【事業の目的】

介護保険事業所に介護相談員を派遣し、利用者の相談やサービス担当者との意見交換を行うことで、介護サービスの質の向上を図る。

【事業の概要】

○報償費 996千円  
○旅費 64千円  
○負担金 66千円

【財源内訳】

○国庫補助金 434千円  
○県補助金 217千円  
○一般会計繰入金 217千円

【主な内容】

①介護サービス相談員派遣  
介護保険事業所に介護サービス相談員を派遣し、利用者の相談やサービス担当者との意見交換を行う。  
○令和8年度訪問事業所 延べ21事業所  
○令和8年度相談員数 6名

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04	任意事業費
事業名	介護給付費適正化事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P24	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
4,375千円	4,135千円		240千円		5.8%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
2,527千円		0千円		842千円		1,006千円			
<p><b>【事業の目的】</b>                      利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備、介護給付費の適正化を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>                      ○報酬 2,653千円                      ○職員手当等 1,029千円                      ○共済費 615千円                      ○報償費 18千円                      ○手数料 60千円</p> <p>[財源内訳]                      ○国庫補助金 1,685千円                      ○県補助金 842千円                      ○一般会計繰入金 842千円</p> <p>[主な内容]                      ①要介護認定の適正化                      指定居宅介護支援事業所に委託している更新に係る認定調査の内容について、市職員が訪問又は書面等の審査を通じて点検を行う。</p> <p>②ケアプランの点検                      介護支援専門員が作成した居宅介護(介護予防)サービス計画について、基本となる事項を確認・検証しながら「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けて点検及び支援を行う。</p> <p>③縦覧点検・医療情報の突合                      受給者ごとの介護報酬の支払い状況と医療の給付情報を突合し、提供されたサービスの整合性や請求内容の誤り等の点検を行う。</p>									

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年																			
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04	任意事業費																	
事業名	住宅改修支援事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P24																		
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)																					
10千円	10千円		0千円		0.0%																					
予算額の財源内訳																										
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)																				
6千円		0千円		2千円		2千円																				
<p><b>【事業の目的】</b>                      住宅改修のみの介護保険サービスを利用する場合に、申請書等の書類作成に対し補助を行う。</p> <p><b>【事業の概要】</b>                      ○補助金 10千円</p> <p>[財源内訳]                      ○国庫補助金 4千円                      ○県補助金 2千円                      ○一般会計繰入金 2千円</p> <p>[主な内容]                      ①住宅改修支援事業                      住宅改修のみの介護保険サービスを利用する場合、居宅介護支援費を算定できないため、住宅改修にかかる書類の作成等に対し、居宅介護支援事業所に1件あたり2,000円の補助金を交付する。</p>																										
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">補助件数</th> <th>(件)</th> </tr> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7(見込)</th> <th>R8(見込)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									補助件数					(件)	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(見込)		1	0	1	5	5	
補助件数					(件)																					
R4	R5	R6	R7(見込)	R8(見込)																						
1	0	1	5	5																						

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04	任意事業費
事業名	家族介護継続支援事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P24	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
6,353千円	6,612千円		△ 259千円		△ 3.9%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
3,668千円		0千円		1,222千円		1,463千円			

**【事業の目的】**  
 介護用品（紙おむつ）の支給及び斡旋と、訪問介護相談を行うことで、在宅で介護にあたる者の負担軽減を図る。

**【事業の概要】**  
 ○消耗品費 6,300千円    ○委託料 53千円

**【財源内訳】**  
 ○国庫補助金 2,446千円    ○県補助金 1,222千円  
 ○一般会計繰入金 1,222千円

**【主な内容】**  
 ①介護用品（紙おむつ）支給及び斡旋  
 在宅の方に紙おむつ及びパッドを支給する。  
 ○支給要件  
 (1)市民税本人非課税  
 (2)要介護4, 5または要介護1~3で紙おむつ等が必要と認められる方  
 ○支給限度枚数  
 要介護1~3 120枚、要介護4,5 180枚  
 ○支給限度額  
 非課税世帯 5,000円、課税世帯 3,000円  
 ○自己負担割合  
 なし、1割

介護用品（紙おむつ）支給及び斡旋 (人)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
延利用者数	2,780	2,378	2,127	2,265	2,054

②家族介護支援事業（訪問介護相談）  
 家族介護をする方を支援するために、ヘルパー等の介護の専門家を家庭に派遣し、介護方法の指導や相談を行う。

家族介護支援事業 (件)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
利用件数	3	2	3	10	8

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	04	任意事業費
事業名	成年後見制度利用支援事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P24	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
562千円	562千円		0千円		0.0%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
324千円		0千円		108千円		130千円			

**【事業の目的】**  
 低所得の高齢者や身寄りのない高齢者が、成年後見制度の申立てを行う際に必要な経費や成年後見人への報酬を助成することにより、成年後見制度を利用しやすくし、高齢者の保護・支援を図る。

**【事業の概要】**  
 ○消耗品費 5千円    ○通信運搬費 5千円    ○手数料 103千円  
 ○補助金 449千円

**【財源内訳】**  
 ○国庫補助金 216千円    ○県補助金 108千円  
 ○一般会計繰入金 108千円

**【主な内容】**  
 ①成年後見制度利用支援事業  
 成年後見制度の申立や利用に必要な費用を負担することが困難な者を対象に、申立に要する経費や後見人等の報酬等の助成を行う。令和7年度より、本人または親族が行った申立の費用についても助成を行う。

(件)

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
市長申立件数	2	0	1	2	1
報酬助成件数	0	0	0	0	1
申立費用助成件数	-	-	-	0	1

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	05
事業名	在宅医療・介護連携推進事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P25	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
77千円		77千円		0千円		0.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
45千円		0千円		15千円		17千円		

**【事業の目的】**  
 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者への研修、地域住民への普及啓発を行い、在宅医療と介護の連携を図る。

**【事業の概要】**  
 ○報償費 58千円    ○消耗品費 16千円    ○食糧費 3千円

**【財源内訳】**  
 ○国庫補助金 30千円    ○県補助金 15千円  
 ○一般会計繰入金 15千円

**【主な内容】**  
 ①多職種連携研修会  
 医療・介護関係者を対象に研修会を開催する。

	R4	R5	R6	R7(予算)	R8(予算)
回数	3	2	2	2	2
参加延人数	123	75	83	80	80

②地域住民対象の研修会・出前講座  
 地域住民を対象とした研修会や出前講座を開催する。

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
回数	3	4	4	6	6
参加人数	52	86	65	80	80

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	07
事業名	認知症施策推進事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P25	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
252千円		258千円		△6千円		△2.3%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
146千円		0千円		49千円		57千円		

**【事業の目的】**  
 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、認知症に関する相談体制や地域の見守りを推進し、認知症ケアの向上を図る。

**【事業の概要】**  
 ○報償費 120千円    ○消耗品費 76千円    ○食糧費 7千円  
 ○役務費 9千円    ○負担金 40千円

**【財源内訳】**  
 ○国庫補助金 97千円    ○県補助金 49千円  
 ○一般会計繰入金 49千円

**【主な内容】**  
 ①認知症地域支援推進員による相談対応  
 認知症に関する専門的な相談に対応する。

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
相談件数	36	52	97	100	100

②認知症初期集中支援チームの設置  
 認知症の早期診断・早期対応のため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方に対し、認知症専門医や精神保健福祉士等と訪問や相談等により支援するため、連携する。

③認知症cafeの開催  
 家族におすすめ認知症cafeでは、情報交換、介護相談、介護者同士の交流の場とし、認知症介護者を支援する。つながるcafeでは、軽度認知症の方(MCI含む)の認知症予防や交流の場とし、認知症の人を支えるつながりづくりを支援する。

	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
実施回数	22	15	25	25	25
参加延人数	189	168	481	450	450

④勝山市見守り事業  
 認知症高齢者等の徘徊時の迅速な連絡体制と安全対策のために、地域見守りシステムを活用し見守りの強化を行う。

⑤チームオレンジの活動支援  
 認知症の方やその家族を、地域住民の認知症サポーター等がチームとして支援する仕組み(チームオレンジつながる)をR6年度に設置した。認知症チームオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの活動を支援し認知症支援につなげる。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	04	包括的支援事業・任意	目	08	地域ケア会議推進事業
事業名	地域ケア会議推進事業費			担当課	健康体育課		予算書頁	P25	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
92千円	92千円		0千円		0.0%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
53千円		0千円		18千円		21千円			

【事業の目的】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員に対する指導・助言などにより、介護支援専門員の質の向上を図る。

【事業の概要】

○報償費 92千円

【財源内訳】

- 国庫補助金 35千円
- 県補助金 18千円
- 一般会計繰入金 18千円

【主な内容】

①事例相談会  
介護支援専門員に対し、支援困難事例等の支援方法について研修会やグループワーク、専門家による指導・助言、ミニ講座を行う。

事例相談会	(回)				
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
実施回数	4	4	4	2	2

②介護予防のための地域ケア個別会議

介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者等の関係者により構成される会議を開催し、個別事例についての支援方法を検討する。

介護予防のための地域ケア個別会議	(回)				
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
実施回数	4	4	4	4	4

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年		
	款	05	地域支援事業費	項	05	その他諸費	目	01	審査支払手数料
事業名	審査支払手数料			担当課	健康体育課		予算書頁	P26	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)				
248千円	249千円		△1千円		△0.4%				
予算額の財源内訳									
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)			
92千円		0千円		98千円		58千円			

【事業の目的】

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬請求にかかる審査支払業務を国民健康保険団体連合会に委託し、業務の効率化を図る。

【事業の概要】

○手数料 248千円

【財源内訳】

- 国庫補助金 50千円
- 財政調整交付金 11千円
- 支払基金交付金 67千円
- 県補助金 31千円
- 一般会計繰入金 31千円

【主な内容】

①審査支払業務  
国民健康保険団体連合会に委託した審査支払業務に要する手数料を支払う。

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	06 保健福祉事業費	項	01 保健福祉事業費	目	01 保健福祉事業費		
事業名	介護用品支給事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P27	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
265千円	340千円		△ 75千円		△ 22.1%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		51千円		214千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            在宅の要介護1以上の高齢者でおむつを使用しているものに対し、紙おむつを支給及び斡旋することにより、介護に当たる者の労力及び経済的負担を軽減する。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○消耗品費 265千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○一般会計繰入金 51千円</p>								
<p>[主な内容]            ①介護用品（紙おむつ）支給及び斡旋            要介護1以上の認定を受けた在宅の方に紙おむつ及びパッドを支給する。            ・支給要件            (1)令和3年3月31日時点で介護用品の支給を受けていた方            (2)市民税本人課税            支給限度枚数 要介護1~3 120枚、要介護4,5 180枚            ・支給限度額 課税世帯 3,000円            ・自己負担割合 1/3</p>								
介護用品支給							(人)	
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)			
延べ利用者数	430	269	174	190	138			

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	07 基金積立金	項	01 基金積立金	目	01 介護給付費準備基金積		
事業名	介護給付費準備基金積立金		担当課	健康体育課		予算書頁	P28	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
748千円	196千円		552千円		281.6%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		748千円		0千円		
<p><b>【事業の目的】</b>            第1号保険料を介護給付費準備基金に積み立てることにより、財源の不足時に備え、事業運営の安定を図る。</p>								
<p><b>【事業の概要】</b>            ○積立金 748千円</p>								
<p>[財源内訳]            ○勝山市介護給付費準備基金利子 748千円</p>								
<p>[主な内容]            ①基金積立            介護保険財政は3年間を1期として運営しており、単年度で発生した黒字分のうち、基金利子を介護給付費準備基金に積み立てを行う。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	10 諸支出金	項	01 償還金及び還付加算金	目	01 第1号被保険者保険料		
事業名	第1号被保険者保険料還付金		担当課	健康体育課		予算書頁	P30	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,000千円		1,000千円		0千円		0.0%		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		0千円		1,000千円		
<p><b>【事業の目的】</b> 被保険者の死亡・転出等に伴う保険料の過誤納、市県民税の更正によって生ずる過年度賦課分の保険料の還付を行う。</p> <p><b>【事業の概要】</b> ○償還金、利子及び割引料 1,000千円</p> <p>[財源内訳] ○-</p> <p>[主な内容] ①介護保険料還付金 過年度分の賦課更正によって生じた還付金を支出する。</p>								

予算	会計		介護特会保		予算区分		現年	
	款	10 諸支出金	項	03 繰出金	目	01 他会計繰出金		
事業名	【新規】一般会計繰出金		担当課	健康体育課		予算書頁	P30	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
14,542千円		0千円		14,542千円		新規		
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		1,425千円		13,117千円		
<p><b>【事業の目的】</b> 介護保険特別会計から必要となる経費を繰出し、一般会計の財政的な安定を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b> ○繰出金 14,542千円</p> <p>[財源内訳] ○支払基金交付金 1,425千円</p> <p>[主な内容] ①一般会計繰出金 重層的支援体制整備事業のうち地域支援事業にかかる1号保険料等を一般会計へ繰り出す。</p>								

予算	会計		介護特会サ		予算区分		現年																						
	款	01 事業費	項	01 介護予防支援事業費	目	01 介護予防支援事業費																							
事業名	介護予防支援事業費		担当課	健康体育課		予算書頁	P44																						
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)																								
5,059千円	5,394千円		△ 335千円		△ 6.2%																								
予算額の財源内訳																													
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)																							
0千円		0千円		5,059千円		0千円																							
<p><b>【事業の目的】</b>                      要支援者の心身の状態・希望等に応じて介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整を行うことにより、介護予防サービス等の適切な利用を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>                      ○委託料 5,059千円</p> <p>[財源内訳]                      介護予防サービス計画費収入 5,059千円</p> <p>[主な内容]                      ①介護予防支援事業                      市内外の居宅介護支援事業所に委託した、介護予防サービス計画作成にかかる委託料を支出する。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">介護予防支援事業</th> <th>(千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7(見込)</th> <th>R8(予算)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1,107</td> <td>1,357</td> <td>1,191</td> <td>1,087</td> <td>1,116</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									介護予防支援事業						(千円)		R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)		件数	1,107	1,357	1,191	1,087	1,116	
介護予防支援事業						(千円)																							
	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)																								
件数	1,107	1,357	1,191	1,087	1,116																								

予算	会計		介護特会サ		予算区分		現年	
	款	02 諸支出金	項	01 繰出金	目	01 一般会計繰出金		
事業名	一般会計繰出金		担当課	健康体育課		予算書頁	P45	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
6,457千円	0千円		6,457千円		新規			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		6,457千円		0千円		
<p><b>【事業の目的】</b>                      地域包括支援センターで要支援者の介護予防サービス計画を作成した費用を繰出し、一般会計の財政的な安定を図る。</p> <p><b>【事業の概要】</b>                      ○繰出金 6,457千円</p> <p>[財源内訳]                      ○介護予防サービス計画費収入 6,457千円</p> <p>[主な内容]                      ①保険事業勘定繰出金                      地域包括支援センターで要支援者の介護予防サービス計画を作成した費用を一般会計へ繰り出す。</p>								

予算	会計		後期特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	職員人件費		担当課	市民課		予算書頁	P9	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
10,077千円	6,643千円		3,434千円		51.7%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		10,077千円		0千円		

【事業の目的】

後期高齢者医療事務に係る職員人件費を支出する。

【事業の概要】

- 給料 4,371千円
- 職員手当等 3,140千円
- 共済費 1,844千円
- 負担金 722千円

【財源内訳】

- 職員給与費等繰入金 10,077千円

【主な内容】

- ①後期高齢者医療保険事業に携わる職員の人件費  
1人分の給料、各種手当、共済費、退職手当組合負担金等を支出する。

予算	会計		後期特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	01 総務管理費	目	01 一般管理費		
事業名	一般管理諸経費		担当課	市民課		予算書頁	P9	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
546千円	532千円		14千円		2.6%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		546千円		0千円		

【事業の目的】

後期高齢者医療保険事業の安定運営のため、事務の適正な実施を図る。また、疾病の早期発見のため、希望する被保険者に人間ドックを実施する。

【事業の概要】

- 消耗品費 30千円
- 印刷製本費 14千円
- 通信運搬費 103千円
- 委託料 399千円

【財源内訳】

- 事務費繰入金 133千円
- 後期高齢者健康診査事業健診補助金 399千円
- 後期高齢者医療制度特別対策事業補助金 14千円

【主な内容】

- ①後期高齢者医療制度の事務に要する経費  
75歳資格取得者及び住所変更した被保険者等に対し、資格確認書等を郵送する。窓口で受け付けた給付申請書類等を、福井県後期高齢者医療広域連合へ郵送する。
- ②保健指導等に要する経費  
疾病の早期発見のため、希望する被保険者について、「一日人間ドック」、「一日人間ドック+脳ドック」、「脳ドック」を福井勝山総合病院に委託して行う。  
昨年度同様、人間ドックの内容が健診内容等の規定を満たしていれば健康診査の補助対象となるため、健康診査事業健診補助金(補助率10/10、国の定める健診単価=補助基準額)を活用し事業を継続する。なお、R8年度においても2年連続受診を認める。

被保険者数等(数値は各年度末現在) (人)

年度	総人口	75歳以上	65~74歳	計
R4	21,698	4,342	46	4,388
R5	21,307	4,498	42	4,540
R6	20,875	4,618	38	4,656
R7(R7.12月末)	20,688	4,691	38	4,729
R8(予算)	-	4,777	45	4,822

人間ドック受診者数 (人)

年度	R4	R5	R6	R7(見込)	R8(予算)
受診者数	8	14	12	17	35

予算	会計		後期特会		予算区分		現年	
	款	01 総務費	項	02 徴収費	目	01 徴収費		
事業名	賦課徴収諸経費			担当課	市民課		予算書頁	P9
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
12,013千円	9,205千円		2,808千円		30.5%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
440千円		0千円		11,573千円		0千円		

**【事業の目的】**  
後期高齢者医療保険事業の安定的な運営のため、保険料の賦課徴収事務の適正かつ公平な実施を図る。

**【事業の概要】**  
 ○消耗品費 55千円      ○印刷製本費 3,500千円  
 ○通信運搬費 965千円      ○手数料 117千円  
 ○委託料 3,021千円      ○使用料及び賃借料 4,355千円

**【財源内訳】**  
 ○督促手数料 60千円  
 ○子ども・子育て支援事業費補助金 440千円  
 ○事務費繰入金 11,513千円

**【主な内容】**  
 ①後期高齢者医療保険料の賦課徴収事務に要する経費  
 保険料の賦課更正や収納に関する事務、保険料の還付に関する事務、納付期限内に納付のない被保険者に対する督促や納付相談等を行う。

保険料収納率（年度末現在）

年度	R4	R5	R6	R7（見込）	R8（予算）
現年分	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
滞納繰越分	64.5%	96.8%	53.6%	97.0%	97.0%

②子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修 【新規】[440千円（国440千円）]  
 令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度への対応を図るため、後期高齢システムの改修を行う。

予算	会計		後期特会		予算区分		現年	
	款	02 後期高齢者医療広域連	項	01 後期高齢者医療広域連	目	01 後期高齢者医療広域連		
事業名	後期高齢者医療広域連合納付金			担当課	市民課		予算書頁	P11
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
512,519千円	413,179千円		99,340千円		24.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		90,958千円		421,561千円		

**【事業の目的】**  
後期高齢者医療制度の運営に要する負担金を福井県後期高齢者医療広域連合に納付し、後期高齢者医療保険制度の安定運営を図る。

**【事業の概要】**  
○負担金 512,519千円

**【財源内訳】**  
○保険基盤安定繰入金 90,958千円

**【主な内容】**  
 ①後期高齢者医療広域連合納付金  
 収納した保険料について、現年度還付金控除後の額を福井県後期高齢者医療広域連合に納付する。  
 ②後期高齢者医療保険基盤安定負担金  
 減額賦課に対する基盤安定のための負担金を支出する。

予算	会計		後期特会		予算区分		現年	
	款	03 諸支出金	項	01 償還金及び還付加算金	目	01 保険料還付金		
事業名	保険料還付金		担当課	市民課		予算書頁	P12	
R8当初予算額(A)	R7当初予算額(B)		増減額(C)=(A)-(B)		増減率(D)=(C)/(B)			
1,000千円	1,000千円		0千円		0.0%			
予算額の財源内訳								
国・県(E)		市債(F)		その他(G)		一般財源(A-E-F-G)		
0千円		0千円		1,000千円		0千円		
<p><b>【事業の目的】</b>                      被保険者の死亡・転出や、市県民税の更正等によって生じる過年度賦課分保険料の還付を行う。</p> <p><b>【事業の概要】</b>                      ○償還金、利子及び割引料 1,000千円</p> <p>[財源内訳]                      ○保険料還付金 1,000千円</p> <p>[主な内容]                      ①保険料還付金                      現年度保険料に生じる還付は歳入予算から還付し、過年度賦課分に生じる還付は歳出予算から還付する。                      過年度分市県民税の遡及した更正や、相続人からの還付請求の遅れ(時効2年)等による。</p>								